

令和7年(行ヒ)第25号 行政処分取消請求上告受理事件

上告人 池上 治男

被上告人 北海道(代表者 北海道公安委員会)

弁論要旨

令和8年2月4日

最高裁判所第三小法廷 御中

被上告人訴訟代理人 弁護士 齋藤 隆 蔵

被上告人指定代理人 林 幸 蔵

吉 増 祐 蔵

田 畑 匡 蔵

宮 崎 慎 蔵

久留宮 紘 蔵

菊地 史 蔵

須田 蔵

1(1) ライフル銃から発射された弾丸は、殺傷能力を保ったまま3キロメートル内外も飛び、ヒグマに命中しても貫通する可能性があり、貫通した弾丸は更に跳弾して意図しない場所に着弾する。

このような重大な危険性があるにも拘わらず、上告人は、共猟者が本件ヒグマの背後である本件斜面の北側の本件市道に向かったことを認識しながら、草木が繁茂していて見通しが悪い本件斜面に向けて発射行為に及び、本件市道上には市職員及び警察官がいた。

これだけでも、人の生命・身体が危険に曝されていたが、発射した弾丸はヒグマを貫通し、共猟者が把持していた猟銃の銃床に当たって貫通した。弾丸が共猟者、市職員、警察官に命中しなかったのは、不幸中の幸いに過ぎず、発射行為が極めて危険な態様であったことは、明らかである。

(2) 上告人は、静観が原則であり即時にヒグマを駆除しなければならない緊急性や必要性も認められない状況で、発射行為に及んだ。

しかも、本件斜面や本件市道上にいた共猟者、市職員、警察官の安全を確認することも発砲前の声掛けもせずに、突如発射した。

それは「射撃方向の左右90度に射撃線を想定し、その前方に人がいたら発砲してはならない」「藪や森林の中で離れて共猟する時は、時々合図して位置を知らせ合う。藪や茂みの奥や、それを越えた先に人がいたり人家があつたりする場合は少なくないので、見通しの悪い所や灌木越しの発砲はしない」などの遵守事項に、違反している。

さらに、発射行為が危険なものであることを受け入れず、一貫してその正当性を主張するなど、銃砲を所持させた場合の危険性が高度に認められ、銃砲所持者としての資質が欠落している。

2 「ヒグマ駆除の在り方については議論の余地があると思われるが、このことと本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」との原審の判断につき、上告人は、違反事由に当たるとされた行為の性質（公務としての性質・重要性）、選択する処分

が他の公務員（鳥獣被害対策実施隊員のような非常勤の公務員を含む）や社会に与える影響等を考慮しておらず、裁量権の逸脱・濫用の審査を誤った、と主張する。

しかしながら、原判決は、行為の性質と発射行為の危険性を比較衡量してもなお、公安委員会の判断が裁量権の逸脱・濫用に該当するとはいえないとの結論を左右しない、と判示している。

そして、本件のように、推定年齢が0歳で片足がなく、体長80センチメートル、体重7.5キログラムで静観が原則とされている子グマの背後に複数の建物や複数の人が存在しているという状況下で、猟銃の所持を許可されながら、あえて人や建物に当たる可能性がある危険な方向へ発砲する者がいる筈もなく、本件発射行為が一般的な駆除時の判断や社会通念に沿うものであったとも認め難い。

それゆえに、原判決は、出沒したヒグマ駆除の在り方に議論の余地があることを指摘しつつ「本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」と判示したのである。

原判決は、このように上告人の主張も吟味したうえで、公安委員会の判断が裁量権の逸脱・濫用に該当するとはいえないと判示しているから、考慮不尽などない。

3(1) 上告人は、本件処分の裁量審査においては、処分を行うことで失われる有害鳥獣被害に係る住民の生命・身体・財産・生活環境の保護という公益も大きいこと、鳥獣被害対策実施隊員である狩猟者の地位は特に保護されるべきであること、鳥獣被害対策実施隊員の果たす役割は保護すべき公益との関係で極めて重要なものといえること等を考慮すべきである、と主張する。

しかしながら、銃砲所持許可の取消の目的は、人を殺傷する機能を有する銃砲による危害の予防にあり、たとえ市民生活の脅威となっているヒグマを駆除する場合であっても、危険性を過小に評価することは、許されない。ヒグマの駆除であっても、市民が死傷する可能性のある危険な態様の発砲で、市民が死傷してしまえば、本末転倒なのである。

かような事態を未然に防ぐために銃砲を厳格に規制しているのであり、違法かつ

危険な発砲であったという事実が特定されてもなお処分行政庁が銃砲所持許可の取消をしないこととする裁量幅は、限定されている。

(2) 発砲は、銃砲を取扱う過程で危険性が最も顕在化する場面であり、その判断や方法は、人の生命の存亡に関わるから、鳥獣被害対策実施隊員であっても、許可取消の要件が緩和されてはならない。それは、危険を招き、法解釈の安定性を損ない、平等原則に反する。

自治体の要請に基づく出動でも、人の生命や身体を危険にさらす違法な発砲は、許されない。

有害鳥獣駆除であっても、矢先の方向に建物や人が存在することを認識しながら、自己の技術を殊更に過信して発砲する行為は、銃砲の取扱を完全に誤っており、許されない。

4 公安委員会の判断が裁量権の逸脱・濫用に該当するとはいえないとした原判決は、銃砲所持許可の取消の目的、本件発射行為の危険性及び銃砲所持者としての上告人の資質等に照らして、当然である。本審で仮に新たに判断枠組みが示されることとなり、原判決で認定された事実を当てはめたとしても、本件処分に裁量権の逸脱・濫用はない、という結論は変わらない。

以上